

# お金の安全



本年8月から、全国の市区町村において、

「臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」の申請手続きが開始されます。


これらを悪用した「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意ください。




～被害に遭わないために～

- ATMを自分で操作して、他人からお金を受け取ること(お金を振り込んでもらうこと)は絶対に出来ません。
- 市町村や厚生労働省の職員がATM機(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。

また、給付金を支給するために手数料の振込みなどを求めること、住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。



給付金があります・・・  
お金を振り込みますので  
ATMに行って、ボタン操作をしてください。



こんな電話があれば  
要注意！！  
電話でお金のお話が出れば詐欺です。

**不審な電話がかかってくれば、すぐに最寄の市町村若しくは警察署まで連絡を**

～電話口 お金のお話 それは詐欺～  
～A(あかん)T(取られる)M(待ちなはれ)～  
**ATMへ行けは詐欺！！**

平成28年6月20日  
奈良県警察本部  
生活安全企画課  
(犯罪抑止対策室)